

中之条町高齢者世帯エアコン購入費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、対象住宅にエアコンを設置した75歳以上の高齢者世帯に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中之条町補助金等に関する規則（平成22年中之条町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者世帯 75歳以上のひとり暮らし高齢者、又は75歳以上の高齢者のみの世帯をいう。
- (2) 対象住宅 高齢者世帯が現に居住する住宅をいう。ただし、介護保険施設、及び有料老人ホームは除く。
- (3) エアコン 天井、壁、窓枠等に固定して設置し、室温冷却機能を有する器具をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、居住してから1年を経過した高齢者世帯
- (2) 補助申請をしようとする日の属する年度（申請日が4月1日から6月30日の間は前年度とする。）において、町民税非課税世帯
- (3) 本人及びその同一世帯に町税等滞納していないこと。
- (4) 過去にこの補助金の交付を世帯で受けていないこと。

(補助金の対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、エアコンの購入及び設置に要した費用とする。

(補助金の額及び補助対象基数)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、その限度額は5万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助対象基数は、世帯あたり1基までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、中之条町高齢者世帯エアコン購入費等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費に要した費用の領収書及び保証書の写し

(2) 設置したエアコン及び室外機の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金交付の可否を決定したときは、中之条町高齢者世帯エアコン購入費等補助金交付決定通知書(様式第2号)又は中之条町高齢者世帯エアコン購入費等補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(管理及び処分)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、エアコンの減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間内において、細心の注意をもってエアコンを管理するものとする。

2 交付決定者は、法定耐用年数の期間内において、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、売却、廃棄等の処分をしてはならない。

3 前項の規定にかかわらず、交付決定者は、やむを得ない理由によりエアコンを処分しなければならないときは、その旨を町長に報告し処分することができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。